

浦安市立小中学校等に配置する市費会計年度任用職員の職務に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浦安市立小学校及び中学校(以下「学校」という。)における教育活動の充実を図るため配置する市費会計年度任用職員(以下「市費負担職員」という。)について、浦安市会計年度任用職員の勤務条件等に関する規則(令和2年浦安市規則第28号)及び浦安市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する規則(令和2年浦安市規則第29号)に定めるもののほか、市費会計年度任用職員の職務に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 市費負担職員は、上司の命を受けて職務をつかさどり、又は職務に従事する。市費負担職員の職務は、次の表に掲げるものとする。

	職種	職務内容
1	学年・教科支援教員	学級担任や教科担任と連携し、学習指導及び生徒指導の補助を行う。
3	学年・教科支援教員 (理科支援)	小学校において、理科の学習指導及び観察・実験等の準備・補助を行う。
2	学習支援室活用推進教員	特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、学習支援室を活用し、学級担任や教科担任と連携しながら、計画的に個別の学習指導を行う。
4	特別支援教育支援員	学級担任と連携し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、学校生活の支援や介助を行う。
5	学校司書	学校図書館の整備、読書活動の援助及び図書館資料を活用した授業支援を行う。
6	スクールライフカウンセラー	児童生徒の悩みの発見やカウンセリングを行う。また、教職員・保護者の相談に対しての助言・援助を行う。
7	日本語指導員	日本語指導を必要とする児童生徒に対し、日本語学習指導を行うとともに、学校生活を支援する。
8	病児訪問指導員	継続して2週間以上の入院等が見込まれる児童生徒に対し、必要に応じて学習支援を行う。
9	いちょう学級指導員・相談員	不登校傾向にある児童生徒に対し、学習指導等を行う。また、児童生徒及びその保護者の悩みに対し、対面や訪問によるカウンセリングを行う。

10	まなびサポート相談員	専門的な資格を持った職員が、特別な教育的支援を必要とする幼児・児童生徒とその保護者、教職員に対し、個々の状況に応じた学習・生活 支援を行う。
11	指導員	校長経験者が管理職に対して、学校運営に関する指導・助言を行うとともに、教員を対象とする学校運営に係る研修会の企画・運営を行う。
12	特別支援教育指導員	校長経験者が教職員に対して、特別支援教育に関する校内支援体制や支援内容・方法などについて適切な指導・助言を行うとともに、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の就学に関する相談を行う。
13	主任教員 (博学連携推進員)	校長経験者が博物館における小中学校の体験学習の連絡調整、情報発信、資料作成及び博学連携の調査研究・運営を行う。
14	用務員	学校内外の環境整備や来客対応、その他学校長が必要とする業務を行う。
15	財務会計職員	市費の予算管理、学校の消耗品の購入等を行う。

(補則)

第3条 この要綱に定めるもののほか、市費会計年度任用職員の職務に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月20日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。